

令和4年第1回

中札内村議会臨時会会議録

令和4年1月28日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上田禎子君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 山崎恵司君	総務課長 川尻年和君
住民課長 高島啓至君	福祉課長 高桑佐登美君
産業課長 尾野悟里君	総務課長補佐 渡辺大輔君

◎教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 柴田翔太郎君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	承認第 1 号	中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日 程 第 4	承認第 2 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算（第 1 0 回）の専決処分の承認について
日 程 第 5	承認第 3 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算（第 1 1 回）の専決処分の承認について
日 程 第 6	議案第 1 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算について

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） それでは始めさせていただきたいと思います。
ただいまの出席議員数は 8 人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 1 回中札内村議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、3 番黒田議員と 4 番大和田議員を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第 2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。
この臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 3 承認第 1 号 中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第 3、承認第 1 号、中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題にいたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、昨年 12 月 1 日に発生した暴風による被害を受けた方に対して見舞金を支給できるよう、中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例を制定したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたものであります。
詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは補足説明を申し上げますので、黒ナンバー 1 番、議案の 2 ページをお開き下さい。

1 2 月の本村における暴風災害、被害に対応すべく災害見舞金支給条例の期限付きによる一部拡大した措置を可能とするため、現行条例に新たな規定を加えた改正を後から説明があります専決第 6 号補正、災害救助費の追加に合わせ、昨年 1 2 月 1 5 日付で専決処分をさせていただいたところであります。村ホームページ、広報 1 月号により既に周知いたしておりますが、別表 2 に記載いたします見舞金の種類、災害区分、見舞金の額を現行の別表の下に新たに設け、住宅と事業用建物の被害に限定し、全壊は現行の倍額 2 0 万円、半壊も現行の倍額の 1 0 万円とするほか、半壊未満の損壊に対する見舞金 2 万円を追加し、先の災害に限った特例的な見舞金の支給対応を行うもので、ページ下段の附則のとおり令和 4 年 3 月 3 1 日までの間において、この規定を適用するものであります。

なお、1 2 月 1 5 日以降、村民の皆様にはホームページへの掲載と情報無線による呼びかけに合わせ、年末のまちづくりトークでの説明を実施してきております。

現在、途中経過の段階ではありますが、当初の見込みよりも申出者数が少ない傾向にあることから、引き続き周知活動に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、災害見舞金支給条例の一部改正につきまして説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第 1 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 1 点、お伺いいたします。

この見舞金を受けるために、提出しなければならない書類についてなんですけれども、広報等を見ますと、被害状況が分かる写真若しくは見積依頼書、契約書、領収書などというふうに書かれているんですけれども、これ、写真だけでも「よし」とするのか、それともやっぱりもう少し請求書ですとか、そういった書類等の提出も必要になるのか、そのへんはどうなんですか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 被害状況が分かる写真が原則必要だということで、写真がない場合の申出に対して、写真が撮れていない場合、もう既に修理が終わっているとか、そういった場合、業者に依頼した、業者から徴取した見積書ですとか、実際に支払いをした請求書、領収書、そういった類いを付けていただく。両方が必要だという意味ではございません。写真で確認が出来れば、原則、見舞金の方を支給対象とさせていただくということです。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） それは必要ないということで、写真だけでも「よし」ということで理解はいたしました。今現在、修繕を終えている方もおられると思いますし、住宅の屋根等、まだ雪がのっかっていたりして、これから工事が始まる方もおられるかと思います。そんな中で、3 月を越えての工事になる場合も出てくるのかなというふうに思うんですけれども、そういった場合でも早くに写真を撮ったものであれば、それだけでも良いということで理解をしてよろしいんですね。実際に工事をやる、たぶん工事はやられると思うんですけれども、やる、やらない、の確認というのは必要ないということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 実際、災害が冬場だという関係もありまして、業者の方もすぐ

に入れないという状況もたぶんございますので、一応期限としては年度末という区切りをさせていただいております。工事の遅れに関しては全然申出に必要ないというか、証拠の写真だけいただければ。それを修復したという証拠までは必要ありませんので、現在壊れている部分を写していただいて、提出いただくということで結構です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑がございますか。

5 番北嶋議員。

○5 番（北嶋信昭君） これから説明あると思うんですけども、被害額に関してはかなりの被害が出ていると。村が見積もった中で、農村地区だけで6億近い被害が出ていると。それから、街の中でも商業施設の屋根がなくなったとか、小さい車庫とか何かが飛んだとか、そんな話がたくさんある訳ですけども。災害見舞金条例の改正なわけですけれども、過去から見ると条例の中の、これ、だいたい倍になっていると思うんですけども、この災害というのは過去に我々見たこともないし、あったこともないような、言うなれば想定外の被害だったと思うんですよね。これ以上のことは中札内で、これから被害が、災害があるかったら、なかなかそういう思いつかないぐらいの被害だったと思うんですよ。

そこでですね。これ、今後もしどんなことがあろうとも、見舞金で済ましていくのか、災害によっては特例というのもあり得るのか、そのへんいかなもんですか、ちょっと伺いたい。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今後、どのような災害が見込まれるか、ということについては当然、想定はしている訳ではありませんが、あくまでも今回、条例改正をしたのは災害見舞金、つまり被害の程度に合わせて、そのかかった費用の2分の1を補助するだとか、そういった類のものではございませんので、あくまでもお見舞金としての支給の要件を拡大したということでございます。今後、どのようなことが起こるのか、ということはこの場で申し述べることは当然出来ませんので、その災害、災害に対応した村としての方針は当然のように考えなきゃならないだろう、というふうには思います。それが、直接的に住民の方に何らかの助成をするだとか、ということまで踏み込むかどうかは、その災害の内容によって変わってくるものだというふうに思います。申し訳ありませんが、この場でそのことを言及することは出来ませんので、今の災害見舞金の拡大というのも1つの特例的な取扱いということでございますから、その内容によっては、この見舞金についても今回3月31日までの規定となっておりますけれども、その都度判断するべきものはあるのかなというふうに思うところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。5 番北嶋議員。

○5 番（北嶋信昭君） 今そこで、どうのこうのってことではないんですけども、どこでも想定外といういろいろな災害が起きている訳ですよ。先ほども言うように、中札内は過去にないぐらいだと。過去に大雪が降った時に、車庫が倒壊したり、潰れたりしている中においての見舞金と、そういうものがあったと思うんですけども、あの時にはたぶん確認申請がないと出ないとか、何か難しいことを言っていたみたいなんですけれども、今回もこの前の資料を見させてもらって、申込者がものすごく少ない訳なんですよね。自分で見ると、びっくりするぐらいなんです。だいたい村でみて、農村地域だけで6億の被害がありましたよ、という報告の割には。被害がなかったのかなというような申込みにしかないと思うんですけど、もう少しやわらかい形の中でやっぱり見舞金も渡せるようにしていかないと。今言うように写真で良いですよ、というのなら、そのぐらいで終わらせてもらえば良いんだ

けど、やっぱり国の補助金なんかくるということになれば、また難しい問題が起きるんだと思うんですけども、いずれにしても、今後こんな災害がないように、そして災害がもしかあったとした時には、やっぱり特例ということも考えるような心構えの中で村でやっていかないと、あまりにも住民に冷たすぎるんでないかって気がいたします。そんなことで今後、今後の話は今出来ないと思うんですけども、村長がこれからやっていく中において、そういうものを頭においてもらわないと、災害というのはほんの20万なんていうのは、とんでもない話ですよ、これ、安くて。だけど、見舞金ですから。今、6億の中で農家が150戸で計算すると、だいたい400万平均の被害なんです。これ、ものすごく大きいんですよ。大きいところでは700万ぐらいの被害だということもあります。そんなことで、災害はなんでもかんでも、今後、見舞金で済ませるのではなくて、やっぱりここに見ますと、基金の中に備荒という欄もあります。そこにはそれなりの金がありますので、何のために使うんかったら、こういう時に本当は使うことで、見舞金ではなくて、プラスアルファ、災害の支援に対しての補助みたいな、補助というか補給みたいな形の中の、形も考えていくような村の考え方でいってほしいと思います。今、どうのこうのって言うのではないんですけども、今回の災害の内容を見た時にあまりにも村民の被害がある割には申請が少なかったと、こういうこともありますので、村にそういうのがなぜ申請が少ないのか、そのへんも検討していただきながら、前向きに考えていっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしてよろしいでしょうか。それとも何か答弁はございますか。それではご意見としてお伺いしたいというふうに思います。ほかに質疑はございますか。

それでは、これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認されました。

◎日程第4 承認第2号 令和3年度中札内村一般会計補正予算（第10回）の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第4、承認第2号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、子育て世帯臨時特別給付金及び中札内村災害見舞金支給条例に係る費用について、予算を追加する必要があったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは承認第2号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、令和3年度中札内村一般会計補正予算書、令和3年専決第6号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,665万円を追加し、総額を55億6,570万1,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和3年12月15日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

最初に、歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に関係ある特定財源について、合わせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

7ページをお開きください。

3款民生費、2項、1目児童福祉費、説明欄上段、子育て世帯臨時特別給付金2,365万円の追加は、12月定例会で可決いただいた補正予算の中で子育て世帯臨時特別給付金3,165万円を追加し、子育て世帯に対して、18歳以下、1人当たり10万円相当の支援について、先行支援として年内に5万円の現金給付を行うものでありましたが、国の方針も含めた状況の変更により、年内に10万円を一括給付するものであります。合わせて、同額の国庫補助金2,365万円を追加するものでございます。

次に、その下段、3項、1目災害救助費、説明欄下段、災害見舞金1,300万円の追加は、12月1日に発生いたしました暴風被害に対する見舞金を先ほど承認いただきました現行条例を時限立法により支給対象及び支給額を拡大して、給付を取り進めようとするものでございます。

最後になります。6ページをご覧ください。

中段、19款繰越金で歳出に見合う額として1,300万円を追加し、調整するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第2号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認されました。

◎日程第5 承認第3号 令和3年度中札内村一般会計補正予算(第11回)の専決処分の承認について

○議長(中井康雄君) 日程第5、承認第3号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び災害復旧費等に係る費用について、予算を追加する必要があったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長(川尻年和君) それでは承認第3号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,506万3,000円を追加し、総額を56億8,076万4,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和3年12月16日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

最初に、歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に関係ある特定財源について、合わせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

3款民生費、2項、1目児童福祉費、説明欄最上段、児童支援費7,295万円の追加は、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を給付するもので、その給付事業に対する職員手当、需用費、郵便料や手数料の役務費を合わせて追加するものであります。特定財源といたしまして、同額の国庫補助金7,295万円を追加するものでございます。

次に、その下段、4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄最下段、ワクチン接種事業用備品192万5,000円の追加は、3回目のワクチン接種事業に係る備品購入を行うものであります。合わせて、特定財源として同額の国庫補助金192万5,000円を追加するものであります。

9ページをお開きください。

9ページから10ページにかけましてですが、11款、2項、1目災害復旧費4,018万8,000円の追加は、12月1日に発生いたしました暴風災害に対処した補正予算でございます。その内容といたしましては、時間外勤務手当や宿日直手当など職員手当等、消耗品や修繕料などの需用費、災害廃棄物処理手数料の役務費、公共施設における倒木処理や災害ごみ処理などに係る委託料、役場書庫修繕工事、工事請負費、行政区会館の補修に係る地域集会施設等補助金の負担金補助及び交付金であります。

次に、7ページにお戻りください。

上段、10款地方交付税の普通交付税3,479万1,000円と下段、19款繰越金539万7,000円で、歳出に見合う額として追加し調整するものでございます。

最後になります。4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正については、今回追加する事業の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業7,295万円を繰越明許とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点教えてください。4ページで今説明があったとおり、この臨時特別給付事業ということで7,295万円の繰越明許ということで提案があったんですけども、だいたい給付される時期というのかな、そのへんの予定があると思うので、そこらへんを教えてくださいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付時期なんですけれども、現在254世帯、失礼しました、263世帯から申請書、確認書をいただいております。第1回目の支給予定は1月31日予定というふうになっております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

それでは、これで質疑を終わります。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第3号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認されました。

◎日程第6 議案第1号 令和3年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第6、議案第1号、令和3年度中札内村一般会計補正予算につ

いてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3億2,901万6,000円を追加し、総額を60億978万円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは一般会計補正予算書の補足説明を申し上げます。黒ナンバー4番をご用意願います。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について、合わせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,901万6,000円を追加し、総額を60億978万円に調整したものでございます。

7ページをお開きください。

最初に中段をご覧ください。12月定例会でご説明を申し上げたとおり、令和3年度におけるふるさと応援寄附金の見込額を3月末現在で6億8,000万円と推算し、増額補正を行ってきたところでございますが、令和3年度におけるふるさと応援寄附金が1月25日現在で9億4,358万円あまりとなっております。今回、総額3億2,000万円の追加に際して、特別寄附金9,600万円を追加、一般寄附金2億2,400万円を追加しておりますが、特別寄附金9,600万円の追加については、ふるさと活性化基金、豊かな環境等創成基金、福祉基金、教育振興基金、文化振興基金の5基金に積立をそれぞれ行うものであり、そのため基金に係る歳入歳出とも同額の追加を予算計上しております。また、今回、ふるさと納税を活用して、個人、企業等の法人において、工場の建築や増設、商品開発などを目的に対し資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した方からですね、資金を集めるクラウドファンディングを活用しました業者に対して目標金額に達したことから、クラウドファンディング補助金2,171万8,000円を追加しており、その助成を行うものでございます。

さらに、一般寄附金2億2,400万円の追加については、8ページ中段から9ページ上段にかけてご覧いただきたいと思いますが、説明欄、ふるさと納税の事業に対して、会計年度任用職員の報酬、返礼品に係る報償費、事務消耗品及び封筒印刷に係る需用費、郵便料及び返礼品の運搬料に係る役務費、サイト掲載などに係る委託料、支援サービス使用に係る使用料及び賃借料の経費額の増額に対して充当するものでございます。なお、ふるさと納税の事業に対する会計年度任用職員の報酬の追加に伴う給与、給与費明細書の資料につきましては12ページと13ページに記載しているとともに、黒ナンバー5番でありますけれども、議案関係資料2ページにふるさと納税に対する各基金等への積立配分状況を添付しておりますので、ご確認、ご覧いただきたいというふうに思います。

次に、9ページをお開きいただきまして、下段をご覧ください。

6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、修繕料126万9,000円の追

加は、大規模草地育成牧場で使用しているトラクターについて、今月中旬、牧場敷地内で作業時に経年劣化によるタイヤがバーストしたため、修繕を行うものでございます。

次に、10ページ下段をご覧ください。

11款、2項、1目災害復旧費、説明欄下段、災害ごみ処理委託700万9,000円の追加と教職員住宅車庫解体及び物置新設工事52万円は、12月1日に発生いたしました暴風災害に対処するもので、常盤集積場に集めた木くず処理を行うとともに、教員住宅における車庫解体と物置を新設するものでございます。

次に、7ページにお戻りください。

上段、10款地方交付税の普通交付税901万6,000円で歳出に見合う額として追加し調整するものでございます。

最後になります。4ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為補正は、車両譲渡事業償還金466万8,000円を追加するもので、本来であれば、新年度予算の、令和4年度予算に計上して取り進めるべきものでございますが、世界的な半導体不足の影響により、大手自動車メーカーが自動車の減産を発表しており、自動車の納車について遅延が想定されることから、令和4年度内に納車できるよう自動車購入に対する債務負担行為を追加補正をして、令和3年度から契約を取り進めようと提案するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ふるさと納税の件でお伺いいたします。今年度、かなり寄附金が伸びているということで、前年が7億数千万だったのが、今年度10億を超えるような寄附金を見込めるということで、大変嬉しく思うところでございます。今まで人気の返礼品ですか、肉類だったと思いますけれども、かなり、何か月も納品が遅れているような状況が続いていた訳ですけれども、今回、工場が新しく増築というか、新築されまして、かなり処理能力が上がったのかなというふうには思うんですけれども、そのへんどのぐらいの、何か月待ちとか、そういった、遅れているのかどうなのか、そのへんをお伺いしたいのと、今回、かなり寄附金が伸びたということをどういった理由で、このように伸びているのか、そのへんどのような判断をされているのかをお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思いますが、今回、伸びた理由、これほど10億円というような形で想定して補正予算をあげさせていただきましたが、伸びた理由といたしまして、やはりふるさと納税に係る返礼品、こちらの方に協力していただきました企業、更には業者の方に、そういったようなこともありますけれども、やはりサイトをですね、2つほど追加しました。そういったところもありますし、写真の、返礼品の写真のですね、工夫とか、更には新たな返礼品の追加とか、そういったところでですね、工夫を重ねてまいりました。そういった中で増えたというようなことで想定しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 豚肉の待ちの状況ですけれども、こちらにつきましては昨年の10月には待ちの状況は解消されております。年末に申し込みが殺到することは予

想されましたので、その対策としまして、年末の受付方法としまして、1月分いくら、2月分いくら、というように月ごとに数を限定させていただきまして、4月分まで受け付けました。現在は、5月分ということで受け付けを行っている状況でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 伸びた理由としてはサイトの数を増やしたということも影響あるのかなというふうに思います。以前、3つぐらいだったような気もしたんですけれども、今は2つ増えたということで5つか、6つのサイトになったのかなというふうに思いますけれども、今、結構どこの町村も今回伸びているようなところも多いように見えるんですけれども、いろいろと巣ごもりの関係で伸びているとか、いろいろなことも言われておりますけれども、やはりうちの村としてもかなりいろいろな、また、それ以外にも努力をされているのが、今の説明である程度分かりました。そういうことで今説明をお聞きいたしまして、ある程度理解できましたので、以上で終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） クラウドファンディングの具体的な中身について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） クラウドファンディングの概要でよろしかったでしょうか。クラウドファンディングにつきましては、先ほども説明いたしましたけれども、企業、個人等がですね、目的等でですね、建てる場合、例えば、工場を建築、増設、更には商品開発をしていく場合に、そういった目標に対してですね、資金提供を行って、それに対して賛同した方が寄附金により目的額に達した場合について、その集めた資金を補助金として出すというようなシステムでございます。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。6番船田議員。

○6番（船田幸一君） クラウドファンディングについて、適用に係る村としての考え方、条例とかですね、それに準ずるもの、そういうものはございますか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） このクラウドファンディングを始めるに際してですね、村の中で要綱を定めまして、このクラウドファンディングの取り組みを行っているところでございます。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 各議員から、ふるさと納税の伸びた理由等々について質問があったところですが、私も聞きたかった訳ですが、基本的にですね、村長をはじめ各職員の努力というのかな、総力を挙げた結果がこの大台の10億円か、大幅な額になったということで私も敬意を表したいなというふうに思っております。

それで、ちょっと気になるところが、そこで会計年度任用職員等々、5、6名が出て、事務処理を相当の件数をこなしている風を見ている訳ですが、そこらへんで対応出来ているのかどうか、そのへんの状況について、お聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 現在の体制ですが、会計年度任用職員が4名、そ

れとアルバイト、時間給での会計年度任用職員が6名です。いろいろな礼状ですとか、そういった文書、書類の封筒詰めですとか、あるいは、寄附金のシステムを使った決算処理ですとか、そういったものについてはこの人数で今のところは対応できている状況でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 会計年度職員、アルバイト、今説明を聞くと、約10名程度で執行できているという、こんなお話なんですけれども、これから10億を基盤に満足することなく、伸ばしていくことが本村のいろいろな活力に繋がっていくというふうに思いますので、人不足というのかな、そんなことも予定されて、会計年度職員もあまり来ないような状況だというふうに思いますので、これ総務課だけの仕事でなくて、全課にまたがる財政処置というのかな、そんなことを予測していますので、各課もそれぞれ仕事がある訳ですけども、各課から例えば1名程度のね、1名か2名かかるか分からないんですが、応援を求める中でやっぱり各職員の総力を挙げて、このふるさと納税に対する伸びを期待をしたいというふうに思いますので、総力を挙げて対応していただきたいなと、このように思います。以上です。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておいてよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今、黒田議員が言われた職員総出でということですが、先月の庁議、課長会議でございますけれども、その中で封筒詰めとか、そういったのが数万枚というような状況も考えられましたので、そのへんにつきましては各課長等をお願いを申し上げ、全庁です、対応できる体制づくりには寄与してきたところでございます。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしくをお願いします。

ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時47分